

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

判決前日 6月5日(水)は 全国公害被害者総行動デー

今年も全国の公害被害者団体のみなさんとともに、「なくそう公害！守ろう地球環境」のスローガンのもと、すべての被害者救済を求めて政府に要求する行動を行います。

翌日が判決日となったため厳しい日程ですが、全国の基地訴訟原告団・弁護団の代表も参加し、政府へ基地周辺住民の生活環境の改善を求めます。



2018年6月6日 防衛省・外務省交渉

6月5日(水) 全国公害被害者総行動 官庁街デモ行進と政府要請時程

- 12時(正午) 日比谷公園霞門からデモ行進
- 13:30～ 環境省要請(環境省庁舎内)
- 13:30～ 国交省要請(国交省庁舎内)
- 16:00～ 外務省・防衛省合同要請
(衆議院議員会館 第7会議室)
- 18時～20時 総決起集会
(ニッショーホール)

※ 政府要請は原告団の代表が参加します

6月6日(木) 控訴審判決 傍聴に全力で取組もう

- 13:00 事前集会(東京高等裁判所前)
- 13:30頃 傍聴券抽選
- 14:00 判決言渡し
- 15:00頃～ 判決報告会(全日通会館8階)

今裁判の総決算、判決言渡し。
裁判所への持ちものは
「静かな空をの願い」と
「騒音への怒り」
この二つを携えて東京高裁へ向
かきましょう。

判決を受けて外務省、防衛省への
要請行動を6月12日に行います

6月12日(水) 午後2時～4時
場所：参議院議員会館

※こちらは支部代表者と弁護団が参加
します

◇◇◇4月16日 普天間爆音訴訟控訴審判決◇◇◇

沖縄 普天間は荒れ模様

世界一危険との評判の普天間基地爆音訴訟の高裁判決が4月16日にあり、第2次新横田基地公害訴訟原告団を代表して私、中島が行ってきました。

この裁判は多くの人々の関心と期待も大きかったが意外に思うことがいくつもありました。裁判所、裁判官によっても違いがあるらしいが裁判官が入廷時の起立がない事をその場で知って驚いた。裁判官は横のドアからスーッと入ってきて直ぐに報道写真3分間・・・判決の主文も数分で読み上げスーッと退廷。

判決言渡しも動作も意外にあっけないものでした。報告集会も期待外れの判決で終始した。

この怒りのためか、帰り道、バスを降りたら台風並みの強い風雨で傘も飛ばされそうになり、下半身ずぶ濡れで宿に帰りました。夕食は仲間同士で路地裏の居酒屋で反省会と意見交換をした。店主と女将さんに基地の話をしたところ、基地反対で意見が合い、たまたま居合わせたお客さんも意気投合し料理の差し入れもいただき大盛り上がりでした。

翌4月17日は辺野古の応援でしたが、今は少ない人数で見張りをしている程度でしたので、ここを通過してさらに北へ車を走らせること30～40分。抗議行動は埋め立て用の砂利を積み出す屋古の琉球セメントの岸壁施設の出入り口に移っていたのでその場所まで行き抗議行動に半日参加しました。岸壁施設の出口、入り口には砂利の数ほどの多数の警備員や機動隊が配備されており、これが民間企業の業務かと首をかしげるほどでした。埋め立てを請け負った営利会社にこれほどの税金を使ってよいものか納得できずにいます。

こうした基地問題に対する行政の対応は、まったく冷ややかである！ 現地・現場に対応する公僕はその場限りの業務であり、我々との認識の共有は全くない！ しかし！ こうした場の抗議は少しずつでも行政の何段階か上の層に影響を与えるものと信じて大きな声を張り上げてきました。

【団長代行 中島 利美】



◇◇◇4月16日 普天間爆音訴訟控訴審判決◇◇◇

第三者行為論で差し止め却下

平成31年4月16日の午後2時、小雨が降る中、福岡高裁那覇支部において、第二次普天間基地爆音訴訟の控訴審判決が言い渡されました。第2次新横田の弁護団からは、佐々木弁護士と私が参加させていただき、法廷には佐々木弁護士が入廷しました。

すでに皆様も報道等でご存知かもしれませんが、内容は、またしても第三者行為論によって飛行差止が却下され、違憲確認や将来請求も却下されました。そして、それだけでなく、原審(福岡地裁)で認定された損害額も減額されてしまいました。沖縄の基地訴訟では、沖縄特有の問題もあってか、これまで横田、厚木、小松等より慰謝料額が高額に設定されており、原審(福岡地裁)では75Wで7000円、80Wで1万3000円の月額慰謝料が認定されていました。ところが、本控訴審では、それぞれ4500円、9000円と大幅に減額されてしまったのです。

入廷した佐々木弁護士によると、判決の言い渡しは、主文のみで要約さえ裁判官からの朗読はされず、しかも減額理由は判決の中身でも特に触られていないというものであり、基地周辺住民の被害の声に真正面から向き合っていない判決と言わざるを得ないと感じました。

厚木の高裁で一部とはいえ、飛行差止と将来の損害賠償が認められ、少しは光が見えてきた中、最高裁でまたもや救済が認められないという、基地訴訟における司法に閉塞感が漂う中、今回の普天間の高裁判決も最高裁に右を倣えのような判決となってしまう、さらに慰謝料まで理由もよく分からずに減額されるのですから普天間の原告団・弁護団の怒りは当然であり、弁護団長からもすぐに上告だという声もあがりました。

同行していた私も、深く考えず、当然上告だろうと考えていました。

ところが、その後開催された弁護団会議で、私たちが参加させていただいたのですが、賠償額については上告理由がないため、見合わせるべきではないかという意見が多数を占めました。ここは少し説明が必要かもしれませんので簡単に説明しますと、日本では三審制が採られていますが、二審の高裁までは事実審といって、事実の評価等の問題が裁判所で判断されるのですが、三審の最高裁は法律審といって、事実の判断は原則しないということになっています。最高裁は、憲法違反や判例違反など、法律上の問題しか原則判断しないため、今回のような慰謝料の判断については原則判断しないということです。そのため、上告する場合、印紙代はかなりのかさむのに、判断さえされず、門前払いを受ける可能性が高いということになります。もちろん、第一次の普天間爆音訴訟より賠償額が低額になっていることなどからすればある程度無理にでも上告理由を考えることは可能でしょうが、果たしてそれが原告のために本当になるのか、一方で第一次より低額になっていることを問題とする上告賛成派の先生方もおられ、様々な議論がなされました。

原告団の意見も聞かなければということでその場で結論が出ることはありませんでしたが、様々な議論を聞くことができ、有益な経験をさせていただきました。【弁護士 河津良亮】

普天間爆音訴訟判決内容

飛行差止却下
将来請求却下
損害賠償額

75W地域	4,500円(月あたり)
80W地域	9,000円(月あたり)

◇◇◇判決前 原告説明会が各支部で開催◇◇◇

6月6日の控訴審判決に向けて、4月はじめから5月11日までの間、原告団各支部において、説明会を実施しました。

説明会では、各支部幹事の主導の下、弁護団複数人が参加して、まずは、本裁判だけではなく、過去に行われた裁判についても振り返りの学習会から入りました。その上で、控訴審判決において、本裁判の第1審では決まっていなかったオスプレイ配備による航空機騒音及び墜落の危険の激増および控訴審において改めて主張立証した低周波被害は判決で評価されるのか、そして第1審で認められなかった70w地域の原告は救済されるのか、航空機の飛行差止、将来の損害賠償請求は認められるのかについて、弁護団作成のパワーポイントを用いての説明を受けました。

学習会の後は質疑の時間に当てられました。大体どの説明会でも出た質問は、「どのような場合に上告することができるのか」、ということで、これは、難しいですが、控訴審の判断に憲法違反や判例違反が認められる場合との説明

が弁護団から出ました。

また、「飛行差止、損害賠償請求が認められなかった場合に、原告各人が個別に上告しないことはできるのか、その場合、裁判はどうなるのか」、との質問も各支部で出ました。

我々は原告団という集団で裁判をしています。あくまで個人の意思の総体ですので、個別に上告しないという選択肢はあります。上告しなければ、その個人については裁判は終わりです(国側から上告されれば別ですが)。ただ、国に対し、基地被害をなくすよう求める運動という観点からすれば、単に金銭で賠償を受けるだけではなく、飛行差止を求める裁判は続けるべきではないかとの説明が弁護団および原告団からも出ました。

各支部の説明会においても、闊達な質疑応答の元、「控訴審判決の結果、上告の提起に関しては、弁護団および原告団幹事会の判断に一任する」という合意がとれましたのでご報告いたします。 【 弁護団 杉野 公彦 】

心臓を直撃するオスプレイの 低周波音の正体を考える

高裁判決に望むこと

昭島市美堀町 堀 俊彦

今回訴訟の控訴審が進行している最中に、突然、横田基地にオスプレイCV22の配備が米軍より発表された。政府はこの配備を無条件に受け入れた。オスプレイCV22は際立って事故率が高いと聞いている。この飛行機がゆっくりとホバリングするように市街地上空を通過していくと心臓の鼓動が狂わせられるような不快感を感じる。これはこれまでに感じたことのない異様な被害感で不気味である。この正体は何なのかを考えてみた。

一般的に2つの音源から発せられる音波の周波数が ω_1 、 ω_2 とすると、この波が干渉し合って振幅が2倍の周波数 $(\omega_1 + \omega_2) / 2$ の波と、その振幅が周波数 $(\omega_1 - \omega_2)$ を持って変化

する現象が起こる。これを“唸り現象”と呼ぶ。この両者の周波数の差が小さいほど“うなり”の音波は低周波となる。しかもエネルギーは振幅の2乗なので低周波音のエネルギーが塊となって押し寄せてくることになる。

オスプレイのプロペラの回転数がどのくらいかは私には分からないが、仮に毎秒100回転くらいとすると ω_1 、 ω_2 は300Hz(羽が3枚)、2つのプロペラが同仕様で回転しているはずなので、両者のずれはわずかである。もしそれぞれの回転数が0.1~1%位ずれるとすると、0.3~3Hz位の低周波音が発生することになる。心臓の鼓動は1~2Hzであるから、これが心臓を直撃している正体ではないかと思われる。

さて、高裁の判決でお願いしたいのは、このような新たな被害が追加・上乘せされているのであるから、これを十分考慮した判決にして頂きたい。

また、訴訟合戦はこれで最後となるよう米軍と国・自治体・住民による協議機関を設けることなどのサジェスションを判決文に加えて戴けたらと思う。

横田をめぐる危険な動き

新聞報道によると、日本政府がオリンピック・パラリンピック期間中、米軍横田基地を臨時的な軍民共用化として米国政府に打診したと報じられている。

さっそく横田基地の飛行直下に位置する瑞穂町からは「横田基地の軍民共用化に反対する要望書」が提出され、立川、昭島の共産党市議団からも「軍民共用化に反対する申し入れ書」が市長あてに出された。これまで裁判では、横田基地の騒音は「社会生活上、受忍限度を超える違法な権利への侵害」とされてきており、断じて共用化は認められない。

河野外相は瑞穂町の要望書については「承知している」としながら、報道について「米側と調整中であり、現時点で個別に答えることは差し控える」と答弁している。周辺自治体から北関東防衛局に報道の真意を打診したが、そのよ

うな事実は聞いていないと回答しているが、住民の反応をおしはかっているようにも見える。

騒音に苦しむ地元住民の意見を聞かずに軍民共用化を進めることなど許されない。

横田基地に配備されている米空軍特殊作戦機CV22オスプレイが、機関銃むき出しで住宅密集地上空を飛行していたことが明らかになった。

羽村平和委員会によると、確認できただけでも昨年6月から今年3月まで18回に及んでおり、常態化しているといわざるを得ない。

開いたままの状態、後部ドア右側上部から地上部隊を支援するための重機関銃の銃身を突き出す(写真参照)など、危険な訓練を住宅密集地上空で行うことなど絶対許すわけにはいかない。

昨年10月に横田基地に正式配備されてから、韓国や東南アジア方面での訓練をしばらく実施した後、東南アジア最大級の多国間軍事演習「コブラゴールド」に、基地所属のCV22オスプレイも参加したことが確認された。基地への離着陸飛行回数は増え続けており、2024年までにさらに5機増配備し、450人の特殊作戦部隊を配置する計画である。こうした動きは、横田基地がアメリカの東アジアでの戦略的攻撃拠点化へと変化していることは明らかである。不気味な訓練が首都東京で展開されていることに反対していこうではありませんか。

【事務局長 奥村 博】



CV22オスプレイ後部ハッチから銃口を市街地に向ける

オスプレイの横田基地配備に 反対する署名行動

6月9日(日) 13時～14時

JR中央線 豊田駅北口

皆さんの参加、地元の賛同者の方々の協力を呼びかけます

「オスプレイの横田基地配備等の撤回を求める要請」 新署名が完成しました。

- ◆ 昨年正式配備されたオスプレイの配備撤回を求める新たな署名です。
- ◆ 署名用紙を同封しました。不足分は増し刷りしてご活用ください。

今年もメーデー会場でたくさんの なくせ公害署名をいただきました



大型ゴールデンウィークの真ん中に行われたメーデー前日は冷たい雨が降り天候が心配されていましたが、5月1日は見事に晴れ渡りました。

私たち原告団は例年同様に、「なくせ公害 守ろう地球環境」国民署名の行動を行い、この日は350筆が集まりました。

原告のみなさんから郵送などで寄せられた署名数を合算すると726筆となりました。原告団の今年の目標は一千筆ですからまだ目標に達していません。原告のみなさん！お手元にある署名を早急にお送り下さい。

労働者の祭典とされていたメーデーは、近年国民のさまざまな要求を求めて集う場に変化してきました。集会後は井の頭公園西園を出て吉祥寺の街中を「オスプレイの全国配備撤回！」と声高らかにシュプレヒコールしてデモ行進をしました。 【渡邊てつよ】

原告団活動日誌

- 3/28 原告団ニュース第50号発行、発送作業
- 3/29 弁護団会議に出席
- 3/29 全国公害被害者総行動実行委員会出席
- 4/8 定例事務局会議
- 4/15～ 全国基地連事務局長会議・普天間判決支援・
- 4/17 辺野古支援行動
- 4/18 弁護団会議に出席
- 4/24 第74回原告団幹事会
- 4/28 オスプレイ配備撤回宣伝署名行動@立川駅南口
- 4/29 原告団ニュース編集会議
- 5/1 なくそう公害署名行動@井の頭メーデー会場
- 5/4 会計監査
- 5/7 団費請求書発送作業
- 5/7・8 公害地球懇・総行動オルグ
- 5/8 オスプレイ横田配備反対連絡会会議

福島未来がかかっている

原発被害いわき市民訴訟署名へのお願い

2011年のあの日と言えばだれもが記憶の中にある事でしょう。

あの日、大事故を起こした福島第一原発は、浜通りと呼ばれる福島県の海岸線沿いにあります。この浜通りにある裁判所が福島地裁いわき支部です。その地裁に低線量被爆の中で暮らすいわき市民が集団訴訟を提起して、すでに5年間闘ってきて、いよいよ結審を迎えようとしています。

いわき市民訴訟は原発事故による低線量被爆のもと、市民の大きな願いの一つである、子どもたちの生涯にわたる健康管理などの支援策も求めている、福島県内外で暮らす広範な人々の願いを代表する裁判です。

裁判で政府と東電は、「事故は想定外の津波が原因であり、自分たちには法的責任はない」と主張しています。この裁判で法的責任を認めさせることが出来れば、福島事故を二度と繰り返してはならないと考える多くの国民の願いに実現する道に結びつきます。

全国公害被害者総行動で連帯している私たち第2次新横田基地公害訴訟団としても、福島未来がかかっているこの署名に協力していただくではありませんか。

同封の返信用封筒に、オスプレイ配備撤回署名と合わせて事務所に返信をよろしく願いいたします。

原告団 団費納入のお願い

団費納入払込用紙を、5月7日に発送しました。払い込み用紙を用いてゆうちょ銀行から振り込みをお願いします。

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込む場合は、以下の口座を指定してください。

銀行名 ゆうちょ
店番 〇一九（ゼロイチキュウ）〇一九
当座 〇四八六〇五二